

# 第 IV 章

## 取組の展開方向



### 【指標】

農家1戸当たり生産農業所得

現状値 1,072,298円(平成30年度)

→ 目標値 1,755,000円(令和7年度)  
【令和3年12月変更】

販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合

現状値 7%(令和元年度) → 目標値 10%(令和7年度)

## 1 多様な担い手の育成及び確保

本県の農林水産業の担い手を育成・確保するため、農業経営の法人化や林業事業者の経営改善を通じて農林漁業者の経営発展を促します。また、新規就業希望者に対する研修や就業のマッチング等により新規就業を促進するとともに、女性、高齢者、企業等の活躍や参入を促し農林水産業の多様な担い手を育成します。

### 【指標】

農業法人数

現状値 1,128法人(令和元年度)

→ 目標値 1,500法人(令和7年度)

新規就農者数

現状値 321人/年間(令和元年度)

→ 目標値 330人/年間(令和7年度)



活躍する女性農業者



次代を担う青年農業者

## (1) 農林漁業者の経営発展

### <目指す方向1：農業経営体の経営力向上>

農業経営の法人化、担い手の経営支援、施設・機械の導入、資金調達、農作業安全の取組等を通じて、農業経営体の経営力向上を図ります。

### <取組の内容>

- ①認定農業者等の担い手に対して法人化のメリット等の情報提供を行う経営相談窓口を設置するとともに、県内の農業・商工団体や税理士等の専門家で構成する農業経営相談所を通じて、経営相談や経営分析等による支援を行います。
- ②高い経営力を有し、地域の核となる農業法人の経営者を育成します。また、農業法人の様々な経営課題の解決や、円滑な事業継承について支援を行います。
- ③認定農業者を含め効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、市町村をまたがる農業経営改善計画の広域認定制度の実施・周知や、関係機関・団体と連携して行う農業経営改善計画の作成指導などを通じて、農業経営改善計画認定制度の普及を図ります。
- ④農業経営体の規模拡大や省力化に必要な施設、機械等の導入を支援します。
- ⑤長期かつ低利の農業制度資金を円滑に融通するため、融資機関に対して利子補給を行うとともに、市町村や融資機関と連携して、農業者からの相談に対応します。
- ⑥市町村や農協、農業機械メーカー、農機販売店と連携し、農業機械安全に関する啓発活動を実施するとともに、労災保険の加入を促進します。また、農業機械利用者の技術向上及び安全意識を高めるため、農業機械利用技能者養成研修等を実施します。



経営相談

### <目指す方向2：林業経営体の育成と技術力の向上>

意欲と能力のある林業経営体を経営面で育成するとともに、低コストで採算の合う林業を実践できるよう、人材育成等を通じて技術力の向上を図ります。

#### <取組の内容>

- ①職員が常に経営改善の意識を持ち、森林所有者への収益還元や林業の生産性の向上、雇用管理・労働安全対策に取り組む、意欲と能力のある林業経営体を育成します。
- ②採算のとれる林業経営を実践できる経営能力の高い人材や、森林施業を提案して集約化・団地化を推進する人材、作業道を計画・施工できる技術者の育成を支援するとともに、架線集材等のこれまで培われてきた技術の継承を促進します。
- ③自力で伐採・搬出を行うなど林業に積極的に取り組む森林所有者の活動を支援します。
- ④森林所有者に代わって森林を育てる森林整備法人が行う分収林事業を支援します。

### <目指す方向3：養殖業者の育成と技術力向上>

技術開発や普及指導を通じて、養殖業者の技術力向上を図ります。

#### <取組の内容>

- ①省力化技術の開発や収益性の高い種苗の供給を行うとともに、個別の巡回指導、講習会の実施により、養殖技術の向上を図ります。
- ②埼玉県養殖漁業協同組合、関係団体、生産者との連携を図り、市場ニーズに対応した養殖経営の支援を行います。



埼玉県マスコット「コバトン」

## (2) 新規就業の促進

### <目指す方向1：新規就農者の確保>

新規就農希望者への情報提供、研修、就農先とのマッチング、資金の交付等を通じて、新規就農者の確保・育成及び定着を図ります。

### <取組の内容>

- ① 県農林振興センター等に設置した就農相談窓口で情報提供を行うとともに、休日就農相談会、就農支援セミナー等を開催し、新規就農希望者を支援します。
- ② 新規就農者の希望地での就農と定着を促進するため、明日の農業担い手育成熟による実践研修等を通じ、市町村、農協、指導農業士等と連携した就農支援体制を構築します。
- ③ 農業大学校や埼玉県農林公社による具体的かつ実践的な情報提供により、就職就農を希望する者と農業法人とのマッチングを行います。また、埼玉県農業会議と連携し、国の事業を活用した就職就農者に対する研修等を支援します。
- ④ 国の事業を活用した資金の交付や、農業経営開始に必要な施設・機械の導入支援を行い、就農意欲の喚起や就農後の定着を図ります。
- ⑤ 農業大学校において、実践的な農業教育のほか、キャリアコンサルタントによるキャリア教育や学生の生涯プラン作成の支援、親元就農や新規参入、就職就農など学生が希望する進路に応じた就農支援、農業高校の生徒を対象とした研修等を行います。また、農業大学校の施設・機械等の整備・充実を図ります。



新規就農者育成の拠点となる農業大学校

### <目指す方向2：林業への新規就業者の確保>

林業の魅力発信、技術研修、就業支援等を通じて、林業を實踐できる優れた人材を育成し、林業への新規就業者の確保、育成及び定着を図ります。

#### <取組の内容>

- ①林業に関心の高い若者のほか、県内外から幅広い層の新規就業を募るため、埼玉県林業労働力確保支援センターが行うセミナー等を支援し、本県の林業の魅力を発信します。
- ②新規就業希望者に対して、林業の知識や技術を身に付ける研修や就業先とのマッチングを実施するとともに、地域に定着できるよう移住・定住支援を行います。
- ③林業事業者による作業員の雇用を支援するとともに、労働安全の確保や労働環境の改善、社会保険の充実を促進します。
- ④ICTの活用や新たな林業機械の導入等により重筋作業を軽減するなど、魅力ある職場づくりを進め、新規就業者の定着を促進します。

### <目指す方向3：養殖業への新規就業者の確保>

養殖業への新規就業者等に対して、知識、経験に応じたきめ細やかな支援を行い、就業者の確保を図ります。

#### <取組の内容>

新規就業者を発掘するため、県水産研究所において、就業に関する個別相談や情報提供を行うとともに、後継者や新規就業希望者を対象に養殖技術の個別指導や講習会を開催します。



新規就業希望者への技術研修

### (3) 多様な担い手の育成

#### <目指す方向1：女性の活躍推進>

女性が主体となる活動への支援、農業経営や地域農業における女性の参画促進、人材育成、ネットワークづくり、職場環境の改善等を通じて、農林水産業に従事する女性がいきいきと活躍できる環境を整備します。

#### <取組の内容>

- ①女性が参画することによる農業経営の発展を目指し、新たなビジネスにチャレンジする取組を促進します。また、次世代の経営者としての優れた経営感覚を醸成するとともに、地域農業のリーダーとなる女性農業者を育成するため、研修会を開催するなど研鑽の機会を設けます。
- ②女性農業者の取組についてSNS等を活用した情報発信を行うとともに、女性農業者のネットワーク化を推進します。
- ③女性農業者が地域における政策決定の場へ参画できるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員、農協理事、県の施策検討に係る専門家会議等への就任を促進することにより、農業・農村における男女共同参画を促進します。
- ④山村生活を支える女性の地域活動や林業研究活動を支援します。また、林業の現場における職場環境改善を支援し、女性作業員の就業を促進します。
- ⑤家族農業経営において、家族が役割分担して経営に参画する仕組みとしての家族経営協定の締結を促進します。



女性役員スキルアップ講座

#### <目指す方向2：高齢者の活動促進>

高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活躍できるよう支援します。

#### <取組の内容>

- ①高齢農業者が有する農業関連の豊富な知識や技術、経験の次世代への伝承を促進します。
- ②退職後に農業に取り組む者を含め、中高年齢者の活躍が促進されるよう、農業技術の普及指導等を通じて支援を行います。
- ③農作業を軽作業化する技術、機械等の普及を推進します。
- ④高齢者を含む地域住民の活動などを通じて、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう、地域での生態系保全や農業用排水路、農道の管理等に係る活動を支援します。

### <目指す方向3：本県農業への企業等参入の促進>

相談窓口の設置、参入候補地の情報提供、技術支援等を通じて、本県農業の新たな担い手となる企業、NPO法人等の参入を促進します。

#### <取組の内容>

- ①本県に農業参入を希望する企業等を確保するため、農業展示会等における相談窓口の設置や定期的な研修会の実施、企業参入マニュアルの作成等を行います。
- ②農業への参入を希望する企業等が本県で円滑に参入し、地域に定着できるよう、県に設置した企業等農業参入相談窓口において、参入候補地の情報提供、農業技術の支援等をワンストップで行います。
- ③農業の担い手確保が困難な地域や未利用農地が多い地域において、農業参入を目指す企業や経営力の高い農業法人などを積極的に誘致し、農地の有効活用と集約化を図ります。
- ④地域との信頼が構築されるまでの間は、行政がつなぎ役を務めるとともに、関係機関と連携し、参入した企業等への農業技術等の支援を円滑に行う体制を整備します。

### <目指す方向4：中小・家族経営による地域の下支え>

中小・家族経営は、農地の継続的な利用や、農協における生産・販売の取組への参加などを通じて、農地の維持・管理や地域社会の維持に重要な役割を果たしています。こうした機能が今後も発揮されるよう、中小・家族経営が行う農業生産や地域活動に係る支援を行います。

#### <取組の内容>

- ①中小・家族経営においても安定的に農業生産を続けられるよう、農業技術の普及、施設整備等について支援を行います。
- ②中小・家族経営が生産する農産物の販売が促進されるよう、直売所の機能強化など、県産農産物を販売する場の拡大を促進します。
- ③日本型直接支払制度を活用し、中小・家族経営の参加の下で行われる農道、農業用排水路等の維持管理・保全の取組を支援します。



未利用農地を活用した企業参入



## 2 優良農地の確保及び有効利用

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等をフル活用することにより、担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

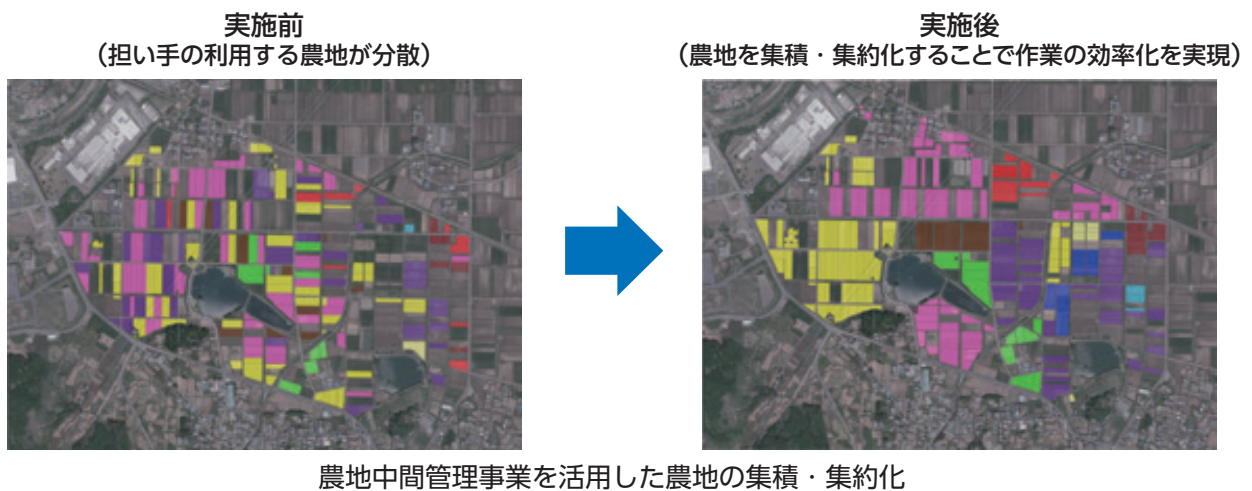
### 【指標】

担い手への農地集積率

現状値 30%（令和元年度） → 目標値 42%（令和7年度）

遊休農地解消・活用面積

2,000ha（令和3～7年度）



### (1) 優良農地の確保

#### <目指す方向：優良農地の確保>

集団的に存在する等の条件を満たす優良農地について、農地制度の適切な運用により、良好な状態で維持・保全を図ります。

#### <取組の内容>

- ①市町村の農業振興地域整備計画の定期的な見直しを促進します。
- ②農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農用地利用計画の変更基準の適切な運用を行います。また、農地法に基づく農地転用許可基準の適切な運用を行います。
- ③農地パトロール等を通じて、不法盛土など違反転用への対策を実施します。また、営農型太陽光発電施設など営農の継続が必要な事業について、適切に事業が行われ、農業者の所得向上等が図られるよう、農地法に基づく指導や制度内容の周知等を行います。
- ④農地転用許可権限の移譲を希望する市町村に対して説明会を行うとともに、市町村の要望に合わせて支援を行います。

### (2) 農地の有効利用

#### <目指す方向1：担い手への農地集積・集約化>

人・農地プランの作成・見直し、農地中間管理事業等の活用、基盤整備事業との連携などにより、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

#### <取組の内容>

- ①担い手への農地の集積・集約化など地域の人と農地の問題の解決を図るため、実質化された人・農地プランの作成や実行を支援します。
- ②農地中間管理事業について、県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農協、土地改良区等が連携し、推進会議による情報共有、重点推進地区の設定、地域の実情を踏まえた農地の受け手・出し手の掘り起こし等を行います。
- ③農地中間管理事業のほか、利用権設定等促進事業や、農地等の利用の最適化の推進を所掌する農業委員会によるあっせんなど、地域の状況に適した手法も活用し、認定農業者や農業参入企業など担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ④農地の集積・集約化と、畦畔除去による区画拡大等の耕作条件の改善や、農業用排水施設の整備を連携させた取組を推進します。
- ⑤農業参入企業など担い手が利用し得る農地の情報の集約・活用や、全国的な農地情報システムの活用等を通じて、効率的に農地の集積・集約化を促進します。



畦畔除去による農地の区画拡大

**<目指す方向2：遊休農地の発生防止・解消・活用>**

遊休農地や荒廃農地に係る調査支援、農地所有者への指導、担い手や農業に参入する企業へのあっせん・仲介等を通じて、遊休農地の発生防止・解消・活用を促進します。

**<取組の内容>**

- ①人・農地プランの作成・見直しを行う中で、遊休農地の発生防止・解消・活用の方策検討を促進します。
- ②遊休農地の所在等を明確にするために農業委員会が行う利用状況調査、市町村・農業委員会が行う荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を支援し、遊休農地の所有者等に対する指導を促進します。
- ③農業委員会が行う担い手への農地のあっせんなど農地利用の最適化業務を促進し、規模縮小を志向する農家等が所有する農地の遊休化の防止を図ります。
- ④農地耕作条件改善事業による農地整備と併せた遊休農地の再生、農地中間管理事業や農地利用に係る法制度の活用等を通じて、遊休農地の解消・活用を進めます。
- ⑤遊休化が懸念される農地について、地域の意向を踏まえ、新たな担い手となりうる企業等の農業参入の仲介や調整を行います。
- ⑥集落介在農地など、担い手への集積が困難な遊休農地については、市民農園や景観形成作物の栽培など地域の状況に合わせた活用を促進します。

再生前の荒廃農地



再生後の農地（ねぎ栽培）



荒廃農地の再生

### 3 生産基盤の整備

ほ場整備の推進、農業水利施設の保安全管理、農業用ため池の防災・減災対策等を推進し、農業の生産性向上と被害の未然防止を図ります。また、林内路網の整備により、木材生産コストの低減を図ります。

**【指標】**

**基盤整備面積**

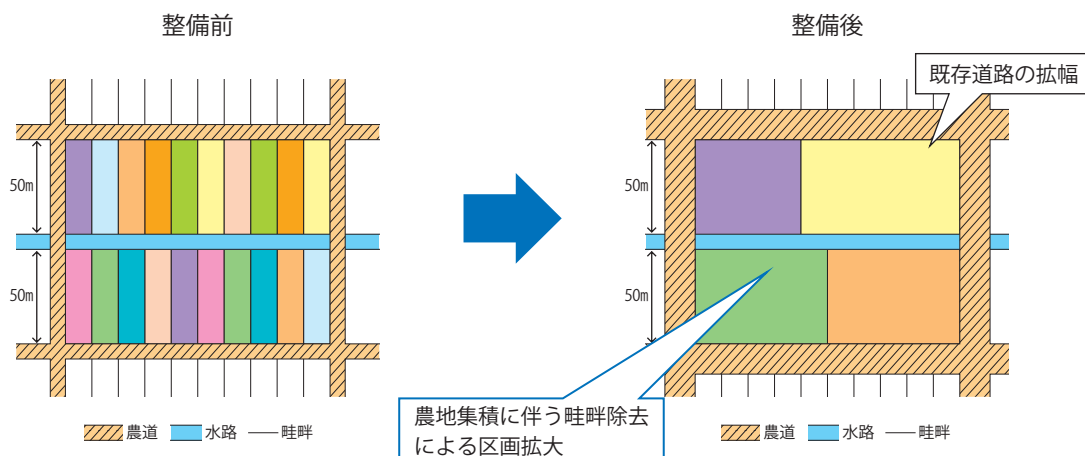
現状値 23,040ha（令和元年度）

→ 目標値 23,640ha（令和7年度）

**路網密度**

現状値 22.8m/ha（令和元年度）

→ 目標値 25.0m/ha（令和7年度）



埼玉型ほ場整備のイメージ

#### (1) 農業生産の基盤の整備

**<目指す方向1：ほ場整備の推進>**

地域の目指す営農形態に応じて、効率的な整備手法を検討し、生産基盤の整備を推進します。

**<取組の内容>**

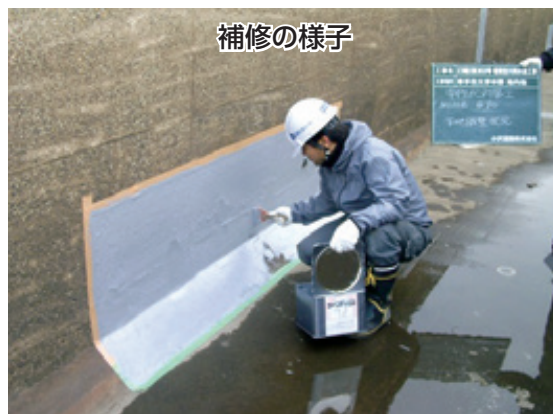
- ① 地域の話合いにより農地の貸し借りの意向などを明確にした計画を策定し、それに基づく基盤整備を実施します。
- ② 地域の目指す営農を実現するため、作付品目の特性や、水田地帯か畑地帯かなどの地域の実情に応じた効果的な基盤整備を進めます。
- ③ 換地により区画を再配置する通常のほ場整備のほか、<sup>けいはん</sup>畦畔除去による区画拡大や既存の道路の拡幅などを行う埼玉型ほ場整備、区画拡大を主に行う農地中間管理機構営事業など、地域の実情に適した手法により基盤整備を加速させます。

<目指す方向2：農業水利施設の計画的な整備と保全管理>

農業水利施設の計画的な補修・更新等を行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設の適切な保全管理を図ります。

<取組の内容>

- ①農業水利施設について、計画的な補修・更新により、費用を平準化しつつ長寿命化を図るため、「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」の定期的な見直しを行います。
- ②実施方針に基づく農業水利施設の計画的な補修・更新や、必要な新規整備を行います。



計画的な補修による農業水利施設の長寿命化

<目指す方向3：農業用ため池の防災・減災対策と計画的な保全管理>

農業水利施設として地域農業を支え、防災・減災上も重要である農業用ため池について、計画的な保全管理や点検、ソフト・ハード両面の防災対策を推進し、被害の未然防止を図ります。

<取組の内容>

- ①農業用ため池を管理する市町村、土地改良区等による計画的な保全管理や、地震後・豪雨後における点検等の徹底を促します。
- ②下流に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池については、地域防災計画へ位置付けるとともに、緊急連絡網の整備などソフト対策を支援します。
- ③耐震・豪雨調査の結果、所要の安全率を下回った防災重点農業用ため池のうち、緊急的に防災対策を行う必要があるため池について、防災対策を推進します。

### (2) 林業生産の基盤の整備

#### <目指す方向：路網整備の促進>

効率的な林業経営の確立のため、森林管理道及び作業道を整備し、有機的に結び付いた林内路網の拡充を図ります。また、災害に強い路網づくりを促進するとともに、山村の生活に重要な役割を果たしている森林管理道等の安全性を確保するための維持管理を行います。

#### <取組の内容>

- ①森林管理道と作業道、作業ポイントなどが効果的に組み合わせられた、効率的に木材搬出ができる林内路網の整備を促進します。
- ②機械の大型化に対応するため、森林管理道と作業道の改良を進めます。
- ③現地の地形や地質に応じた整備を行い、災害に強い路網づくりを促進します。
- ④安全に通行ができるよう森林管理道の改良・舗装を推進するとともに、橋梁、トンネル等の施設を定期的に点検・補修して長寿命化を図ります。



人工林内に作設された作業道

## 4 農林水産物の安定供給

良質かつ安全な農林水産物の安定供給を行うため、生産、流通、販売等の体制を整備するとともに、安全管理を通じて消費者の信頼確保を図ります。また、県産農産物を購入する場の拡大等を通じて、地産地消を促進します。

### (1) 生産、流通、販売等の体制の整備

#### 【指標】

需要に応じた野菜の作付拡大面積

1,000ha（令和3～7年度）

契約野菜対応型野菜産地育成数

30地区（令和3～7年度）

新たに農業の6次産業化により開発された商品数

250品目（令和3～7年度）

森林の整備面積

12,500ha（令和3～7年度）

施業のため集約化・団地化する森林面積

現状値 16,887ha（令和元年度）

→ 目標値 23,500ha（令和7年度）

県産木材の供給量

現状値 97,000m<sup>3</sup>/年間（令和元年度）

→ 目標値 116,000m<sup>3</sup>/年間（令和7年度）



野菜の施設栽培



県産木材を使用した木製ベンチ

### ア 農業の分野ごとの施策

#### <目指す方向1：米の振興>

米の需要が全国的に減少する中、実需者ニーズに的確に対応した米の高品質安定生産を促進し、生産者の経営安定と収益向上を図ります。

#### <取組の内容>

- ①良食味で病害虫抵抗性があり、高温耐性を持つ「彩のきずな」や、これに続く新品種の導入を推進します。また、気候変動に対応した高温対策技術や、品種ごとの特性を踏まえた適正な栽培管理の徹底を推進し、品質・収量の安定を確保します。
- ②県産米ブランドの強化・定着のため、県育成新品種における高品質・良食味米生産技術を開発し、生産現場へ技術を普及します。
- ③地域の水田農業を支える担い手への農地利用の集積と集約を図り、ほ場条件の改善と作業の効率化を進めます。
- ④水田農業経営の大規模化を促進するとともに、ドローン、GNSSを活用した自動操舵などの先進技術、省力・多収生産技術の導入を進め、生産コスト低減を図ります。
- ⑤近年、需要が拡大している外食・中食向けの業務用米へ対応した生産を促進します。また、需要に応じた主食用米の生産に加え、飼料用米や米粉用米などの新規需要米、加工用米の導入を推進するなど、水田農業経営の安定化を図ります。
- ⑥農業共済、収入保険等の水田農業経営に対するセーフティネットへの加入を促進するとともに、経営所得安定対策等の制度に関する情報など生産者が必要とする情報を発信します。
- ⑦集落営農組織や多面的機能維持活動組織等への支援により、地域の水田農業の環境保全に努めます。



高温耐性を持つ県育成品種「彩のきずな」



**<目指す方向2：麦の振興>**

実需者ニーズに対応した麦種や品種への誘導や、基本技術の励行により、安定生産を推進します。

**<取組の内容>**

- ①実需者の求める特性や用途に対応した品種への誘導を行うとともに、求められる生産量が供給できるよう、単収の向上と作付面積の確保を図ります。
- ②高品質・安定生産のため、品種特性を踏まえた基本技術の励行などを促進します。
- ③先進技術・省力化技術の導入や農地の集積・集約化を促進するとともに、経営所得安定対策等交付金を活用した水田における二毛作等の作付拡大を推進します。



小麦「さとのそら」



県産麦100%使用のパン（さきたまロール）

**<目指す方向3：大豆の振興>**

主穀の中でタンパク質に富むという特徴を踏まえ、実需者ニーズに対応した高品質な大豆の生産を促進します。また、在来系統など地域の特色ある大豆について、加工業者や販売業者との連携を図りつつ、生産拡大を進めます。

**<取組の内容>**

- ①実需者が求める安定した生産量・品質を確保するため、湿害対策や病害虫防除などの基本技術の励行を促進するとともに、ドローン等を活用した省力・低コスト技術の普及を推進します。
- ②経営効率化のため、優れた経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、経営所得安定対策を推進し、生産者の安定的な経営を支援します。
- ③在来大豆について、県が保有する種の提供を含め地域ニーズに合わせた生産を促進するとともに、生産者と加工業者や販売業者等が連携した新商品の開発を促進します。



大豆「行田在来」

### <目指す方向4：野菜の振興>

更なる野菜産地の育成・拡大を図るため、初期投資費用の削減につながる取組等の支援を通じて、新たに野菜生産を始める農業者・法人の増加を図ります。また、消費者ニーズの高い品目の導入を促進するとともに、県内の食品製造業者等の求める品目や品種、規格などに応じた生産・安定供給ができる産地を育成します。

### <取組の内容>

- ①地域の状況を踏まえ野菜産地の強化を図るため、新規就農者の確保や生産拡大・高品質化につながる機械・施設の導入を支援します。また、調製、選別、箱詰めなどの作業の分業化や外部委託など、産地における労働力を補完するシステムを構築するため、産地拠点施設の整備を支援します。
- ②産地と実需者等との連携による契約栽培取引を促進します。また、食品などの加工製造に関わる企業などと連携し、品目、品種や規格などに対する実需者ニーズに対応できる産地づくりを促進します。
- ③特徴ある品種や品目の導入を支援し、消費者ニーズに即した野菜の生産拡大をさらに促進します。
- ④次世代施設園芸のモデル拠点や先端的な情報通信技術等を活用する産地で得られた成果を、県内の農業者に普及します。
- ⑤野菜生産者の所得と野菜供給の安定化を図るため、野菜価格安定対策を実施します。
- ⑥水田農業経営における高収益化を図るため、排水改良を中心とするほ場整備を行い、野菜の導入を促進します。



さといも



ねぎ



こまつな



ブロッコリー

産出額が全国上位の本県主力野菜

**<目指す方向5：果樹の振興>**

優良品種への転換、省力化技術の導入による生産性向上、新たな担い手の育成、品種のリレーによる安定供給の促進等を通じて、産地の維持・強化を図ります。また、消費者ニーズを的確に捉え、付加価値を高めた製品の開発や観光果樹産地の育成を図ります。

**<取組の内容>**

- ①新植・改植により需要を踏まえた品種転換を促進し、併せて省力化樹形や省力化機械の導入による生産性の向上を図ります。
- ②新規品目については、需要を踏まえ戦略的に導入を促進するとともに、ブルーベリーやいちじく等の特色ある産地が形成された品目については、生産技術の向上を図り、産地の維持発展を促進します。
- ③果樹産地の維持・存続に向け産地ごとに具体的な目標を定めた産地計画に基づき、新たな担い手の育成研修や農地中間管理事業等の活用により、優良園地を次世代へ引き継ぐ仕組みづくりを推進します。
- ④品種のリレーにより出荷期間の延長を図り、安定的な供給により産地ブランドの更なる強化を進めます。
- ⑤高付加価値化と周年販売につながる加工品の開発を促進します。
- ⑥贈答用高品質果実から日常消費まで、多様な消費者ニーズに対応した販売を促進します。
- ⑦観光果樹用の品種導入を進めるとともに、多品種・多品目栽培により年間を通じて集客できる魅力のある観光果樹産地づくりを促進します。



県育成品種「彩玉」



ちちぶ山ルビー

### <目指す方向6：花植木の振興>

生産・物流におけるコスト低減を図るとともに、生産者や関係団体と連携して実需者から求められる商品の開発や販路の開拓を進め、商品力のある花植木産地の確立を図ります。

### <取組の内容>

- ①生産者による新商品の開発、知的財産権の取得、SNS等を活用した情報発信、販売促進等を支援します。
- ②園芸資材の効率的利用等により、花植木の生産・物流におけるコスト低減を図ります。
- ③高温期に適した植栽技術や栽培管理技術、鮮度保持技術を開発し、年間を通じた需要を開拓します。
- ④日常生活に花のあるシーンを増やすための気軽に飾れる花の開発や、スーパー、コンビニエンスストア等での販売促進により、新たな販路を開拓します。
- ⑤花き関係団体と連携し、県産花植木の品質や商品性を直接買参人等に情報提供する花植木商談会の開催を支援します。また、花き産業が一体となった情報交換を進め、実需者等のニーズに合致する商品や産地情報等の発信などにより、業務需要の確保を促進します。



ゆり



パンジー



洋ラン

産出額が全国上位の本県を代表する花



花植木大商談会

<目指す方向7：茶の振興>

本県の気候風土に適した品種や高性能機械等の導入によって、生産性や品質の向上を図り、本県茶業の特徴である自園・自製・自販の強みを生かした収益性の高い茶業経営の確立を促進します。また、消費者ニーズを捉えた魅力ある商品の製造・販売を促進するとともに、狭山茶のブランド力の更なる向上を図ります。

<取組の内容>

- ①本県の気候風土に適した多様な茶の品種の導入を促進するため、優良品種苗木の安定的な生産供給体制を整備します。また、県育成新品種の「おくはるか」や「さやまあかり」の栽培方法や加工適性に関する情報提供を行います。
- ②作業労力の低減など生産性の向上に向けて、農地中間管理事業や作業受委託による茶園の集約化及び高性能機械等の導入を促進します。
- ③安全・安心な茶生産及び海外輸出の促進に向けて、IPM技術等を活用した効率的な病害虫防除体制の確立、GAPやHACCPの取組を促進します。
- ④県育成品種の特性を生かした紅茶や半発酵茶、食品加工原料としてのニーズも高い抹茶など、二番茶を使った魅力ある商品の製造・販売を促進します。また、高度な製茶技術の継承と狭山茶ブランド力の向上に向けて、生産者団体が行う製茶品評会や手もみ茶保存の活動を支援します。



県育成品種「さやまあかり」



二番茶を使用した商品

<目指す方向8：地域特産物の振興>

養蚕、こんにやくなど地域文化に根差した地域特産物の生産を継続するための取組を展開し、産地体制を維持していきます。

<取組の内容>

- ①養蚕については、製糸業者や織物業者など関係業界と連携して養蚕農家の手取り単価を維持し、経営安定を図ります。
- ②こんにやくについては、共進会の開催などにより栽培技術の高位平準化を図るとともに、新たな加工品の開発などを促進します。



まゆの出荷作業

### <目指す方向9：畜産の振興>

ICT等を活用したスマート畜産による省力化、優良家畜の確保、ブランド化による高付加価値畜産物の生産、自給飼料の増産等の促進により、畜産の生産性向上や経営安定化を図ります。

### <取組の内容>

- ①施設整備やICT技術の導入を畜産クラスター事業等により支援し、家畜の飼養管理の効率化や生産性の向上を図ります。また、畜産クラスター協議会の目標達成の進捗確認により、地域一体となった収益性の向上に向けた取組を支援します。
- ②施設・機械の導入支援とともに、酪農ヘルパーの利用促進や肉用牛ヘルパーの制度等の検討により、畜産における労働環境の改善を図ります。
- ③性判別精液を利用した優良な乳用後継牛を確保する取組を支援するとともに、育成牧場である秩父高原牧場を活かし、県内で後継牛が確保できる取組を推進します。また、優良な遺伝資源を持つ受精卵を確保し、秩父高原牧場における和牛子牛の生産供給を強化することにより、埼玉県産和牛の増頭を図ります。
- ④豚凍結精液による人工授精の推進により、養豚の生産性向上を図ります。
- ⑤「彩の国地鶏タマシャモ」の生産振興と消費拡大のため、彩の国地鶏タマシャモ普及協議会の活動を支援します。また、採卵鶏農家の規模に応じた販売方法に対する支援を行います。
- ⑥耕種農家とのマッチングにより、飼料用米や飼料用稲をはじめとする自給飼料の生産・利用の拡大を支援します。また、良質な堆肥<sup>たい肥</sup>を生産するための施設や機械の整備を支援するとともに、耕種農家での利用拡大を促進します。
- ⑦はちみつの安定生産のため、蜂群配置の調整を行い、蜜源の確保や飼養管理技術の向上を支援します。



彩の国黒豚



彩の国地鶏タマシャモ

**<目指す方向10：環境に配慮した農業の振興>**

「埼玉県エコ農業推進戦略」（令和3年度～令和7年度）に基づき、有機農業や特別栽培農産物の取組など環境に配慮した持続可能な農業を推進します。また、環境に配慮した持続可能な農業への食品関連事業者や消費者の理解を促進し、販路拡大を図ります。

**<取組の内容>**

- ①環境に配慮した持続可能な農業への取組者に対し、国の環境保全型農業直接支払制度に基づく補助事業の情報提供などの支援を行います。また、有機JAS認証制度や特別栽培農産物認証制度等を活用した農産物の生産に係る支援、エコファーマー導入計画策定の助言や技術指導等を行います。
- ②農業用廃ビニールやポリエチレンフィルムなど農業用廃資材について、リサイクル処理などの適正な処理が行われるよう市町村や農協、資材メーカーと連携して推進するとともに、環境に負荷を与えにくい資材の普及を図ります。
- ③有機農業者の課題解決に向けた研修会や自主活動、農業大学校有機農業専攻の学生と先進的有機農業者との情報交換を支援します。また、持続可能な農業に取り組んでいる者や今後取り組もうとする者、農業大学校の学生に対し、農業技術や販売方法等の情報提供を行います。
- ④農業者と流通業者との情報交換、商談会や各種イベントへの出展等を支援し、食品関連事業者や消費者の理解促進を図るとともに、特別栽培農産物利用店の指定等を通じて環境に配慮した持続可能な農業の販路を拡大します。



有機農業関連商談イベント

### イ 林業における施策

#### <目指す方向1：皆伐・再造林システムの確立・普及>

森林を皆伐し、その跡地への植栽から保育までを確実に実施する皆伐・再造林システムを確立・普及することにより、森林の循環利用を進め、森の若返りを図ります。

#### <取組の内容>

- ①伐採者と造林者との連携強化を支援し、効率的な伐採・搬出作業と伐採後の確実な植栽を促進します。
- ②伐採から地拵<sup>じごしらえ</sup>・植栽・獣害対策を一貫して作業し、その後の下刈などの保育を確実に実施するシステムを確立・普及します。
- ③作業道が整備できない急傾斜地において、架線系システムの技術の伝承を支援します。



皆伐



再造林



皆伐・再造林による森の若返り



再造林した森林

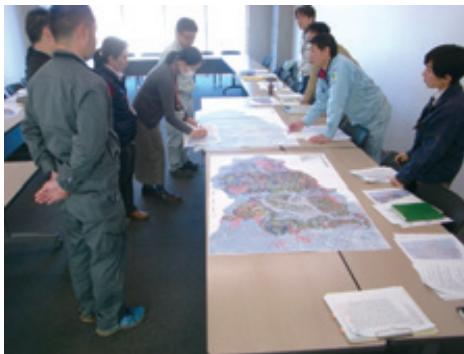


### <目指す方向2：森林施業の集約化・団地化の促進>

伐採のロットを確保して効率的な森林整備や木材生産を行うため、森林整備・木材販売方法の提案による森林所有者の経営意欲の喚起を図るとともに、森林計画制度も活用し、森林施業の集約化・団地化を促進します。

#### <取組の内容>

- ①林業事業者が行う施業の集約化・団地化を促進する人材の育成を支援します。
- ②森林組合などが行う森林境界の明確化を、市町村による地籍調査等と連携しながら支援し、円滑かつ計画的な森林整備を促進します。
- ③森林所有者や所在地、樹種、林齢など森林簿等にある森林資源情報の精度向上を推進します。
- ④森林経営管理制度を活用し、意欲と能力ある林業経営体への森林施業の集約化を促進します。



森林施業の集約化・団地化のための打合せ

### <目指す方向3：高性能林業機械システムの普及>

高性能林業機械の導入による低コストな伐採・搬出システムを普及拡大することにより、外国産木材との価格競争ができ、山元への利益還元にも資する効率的な木材生産体制の整備を促進します。

#### <取組の内容>

- ①林業事業者による高性能林業機械の導入を支援し、機械化による生産性の向上を図ります。
- ②高性能林業機械を扱う技術者の育成を推進し、伐採・搬出を行う作業班の能力向上を図ります。
- ③現地の地形に応じた低コスト伐採・搬出システムの普及を推進します。



ハーベスタ



フォワーダ

高性能林業機械

### <目指す方向4：優良・少花粉苗木生産体制の確立>

再造林に必要な苗木を確保するため、成長や形質に優れ、花粉の発生量が通常の品種に比べ1%以下のスギやヒノキの優良・少花粉品種の導入を推進します。

#### <取組の内容>

- ①優良で少花粉なスギ・ヒノキ品種の採種園を整備します。
- ②苗木生産者に対して優良・少花粉品種の種子を提供するとともに、健全な苗木生産に向けた技術指導や後継者育成など、総合的な生産体制整備を支援します。
- ③少花粉スギ・ヒノキのコンテナ苗について技術開発や生産体制の整備を支援し、苗木の生産性向上や植栽コストの低減を図ります。
- ④将来的な伐採・造林計画により、種子や苗木が安定的に生産できるよう、適正な需給調整を行います。



少花粉スギのコンテナ苗育苗

### <目指す方向5：きのこ等特用林産物の振興>

きのこ等特用林産物の生産振興を図るため、ブランド化や生産・流通システムの整備を促進します。

#### <取組の内容>

- ①新鮮でおいしいなど地場産の特用林産物のPRとブランド化を積極的に促進します。
- ②直販の拡大や大手小売店との連携など流通体制の整備を促進します。
- ③生産者に対し特用林産物に関する技術指導や情報提供を実施するとともに、後継者の育成を支援します。



きのこの品評会

## ウ 水産業における施策

### <目指す方向：水産業の振興>

新たに開発・改良された養殖技術の導入による生産拡大と実需者ニーズに対応した供給体制の確立を図るとともに、多様な販売ルートの確保を促進します。

### <取組の内容>

- ①子持ちホンモロコや耐病系キンギョなど、新たに開発された養殖技術の導入により、技術の高位平準化や養殖品目の拡大を図ります。
- ②関係団体と生産者間で市場情報の共有化を更に進め、実需者ニーズに対応した安定出荷のための技術講習等を行います。
- ③食用魚について、庭先販売のほか、道の駅や農産物直売所を活用した販売を促進します。
- ④養殖業者の特色ある水産物のブランド力の向上を支援し、商品の差別化を促進します。



全国一の生産量を誇るホンモロコ



養殖魚まつり

### Ⅰ 農林水産物の流通の合理化・効率化

#### <目指す方向1：農水産物の流通システムの合理化>

県内の卸売市場で取り扱う農水産物を高品質で鮮度を保持したまま流通できる体制づくりを支援するとともに、農水産物の県内流通を拡大する取組を支援します。

#### <取組の内容>

- ①多様な品揃えや安定した集荷など、市場の持つ機能を有効に発揮できるよう、卸売市場関係者等を対象とした連絡会議や研修会を開催し、県内卸売市場間の連携を促進します。
- ②実需者ニーズに対応した産地づくりや、新鮮で安心な農水産物を短時間で地域に供給する流通システムの構築など、卸売市場のコーディネート機能と地域の特色を生かした取組を支援します。
- ③取引情報の電子化など、情報通信技術の活用による市場運営の効率化、流通業務の迅速化等の取組を促進します。
- ④鮮度保持のための施設整備によるコールドチェーン化や品質・衛生管理の徹底など、食品の品質向上や安全・安心の確保に資する取組を支援します。
- ⑤加工施設の整備やパッケージ施設の整備等、卸売市場の付加機能を充実させるための取組を支援します。
- ⑥卸売市場の付加価値向上と食文化の維持・発展を図るため、イベントや市場見学会等の消費者との交流や食育に関する取組など、卸売市場の多様な取組を支援します。
- ⑦食品廃棄物や二酸化炭素の排出削減、包装容器等のリサイクルなど、各卸売市場における環境負荷低減の取組を促進します。

#### <目指す方向2：木材の生産・加工・流通体制の整備>

木材の品質向上を推進するとともに、消費者が「必要な時」に、「必要な材」を、「必要な量」提供できる供給体制をつくります。

#### <取組の内容>

- ①加工される木材の品質や生産性が高い木材加工施設の整備を支援します。
- ②木材の品質を確保するため、強度や含水率が安定したJAS材などの県産木材の供給体制をつくります。
- ③中間土場などを活用した工場直送などの流通体制づくりや、流通施設の整備を支援します。
- ④ICTの活用等により、県産木材の生産から加工、流通を経て消費者に木材が届くまでの過程について、山側にある立木の量や樹種、伐り出された丸太の量や規格等の情報の見える化を進めます。
- ⑤違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方にに基づき、森林認証材や森林経営計画に基づき伐採された木材の使用を促進します。

## オ 農林水産物の需要拡大

### <目指す方向1：農産物のブランド化>

県産農産物が県内外の実需者や消費者から評価され、選択されるよう、他産地の農産物との差別化に一層取り組むとともに、首都圏マーケットへの販路の拡大を図ります。

### <取組の内容>

- ①農産物のブランド化について、戦略的な取組を推進できるよう体制を整備します。
- ②県が育成した品種について、他産地と差別化が図れる商品づくり等によるブランド力の強化を図るとともに、効果的な販売戦略を策定します。
- ③県が育成した品種を中心として、重点的にブランド化を推進する品目を選定し、メディアプロモーションや関係者が一体となったキャンペーンを展開し、県産農産物の魅力発信により需要拡大を図ります。
- ④WebやSNSを活用し、県産農産物の魅力を広く情報発信することにより、県産農産物の需要拡大・購入促進を図ります。
- ⑤産地や組織単位でのブランド化の取組に加え、農業者等が生産する特色ある農産物のブランド力の向上を支援し、地域団体商標や地理的表示(GI)等の知的財産に係る制度の活用などにより、商品の差別化を促進します。



埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMA わっしょい！」



県公式インスタグラム「埼玉わっしょい」

### <目指す方向2：農水産物の輸出促進>

ジェット口埼玉など関係機関と連携し、新たな輸出品目の拡大や輸出国の開拓、海外需要に対応できる産地の生産体制の整備等を通じて、県産農産物や観賞魚、加工食品などの輸出促進を図ります。

### <取組の内容>

- ①県産農産物の輸出について、戦略的な取組を推進できるよう体制を整備します。
- ②輸出を志向する生産者団体や県内食品事業者等に対して輸出関連情報の提供を行うなど、県産農産物及び県産農産物を主原料とした加工食品の輸出を促進します。
- ③海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める残留農薬の規制などに対応できるよう、産地への技術支援や生産体制の整備を支援します。
- ④海外の見本市や商談会への出展支援など、輸出を志向する生産者や事業者が参画しやすい環境づくりを進め、継続的で強固な販売ルート確保につながるよう支援します。
- ⑤EU等向けに植木、盆栽、観賞魚等を輸出する際に必要な検疫制度、衛生証明書の発行等に係る事務や情報提供、栽培地検査等の技術指導を行い、輸出の円滑化を図ります。



狭山茶の海外プロモーション

### <目指す方向3：農業の6次産業化等の促進>

農産物の加工等を通じて商品を高付加価値化し、農業収益の向上を図るため、売れる商品づくり、販売力の強化、販路開拓等を支援し、多様な産業との連携の下で県産農産物を活用する農業の6次産業化等の取組を促進します。

### <取組の内容>

- ①農業の6次産業化に取り組む農業者等に対し、経営ビジョンを明確にするための事業計画の作成を支援するとともに、計画の実現に向けた経営改善や6次産業化に取り組む上での課題解決について、専門家の派遣等を通じて支援します。
- ②農業者等と食品加工業者、流通・販売業者等のマッチングを支援し、農産物の特性や地域性を生かした付加価値の高い商品開発や販路開拓などに取り組む、食品産業と連携した6次産業化や農商工連携の取組を促進します。
- ③商品コンテストの開催や専門家の派遣等による販路開拓の伴走支援を通じて、商品のブラッシュアップや農業者等の商談能力向上を図り、販売力を強化します。
- ④インターネットの通販サイトや百貨店、高速道路のサービスエリア等での6次産業化商品の販売を支援し、農業収益の向上を図ります。
- ⑤県内の農業者や食品関連事業者等と県内外のバイヤーによる商談会を開催し、県産農産物や県産農産物を利用した加工食品等の販路開拓を図り、新たなビジネスチャンスを創出します。

### 様々な6次産業化商品



ネギバター醤油



干し芋



梅のみつ

### <目指す方向4：生活様式の変化に対応した販路の開拓>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式の拡大など、社会情勢に応じて生じる生活様式の変化に対応し、新たな販売方法の普及や新商品の開発を推進します。

### <取組の内容>

- ①消費者が外出等を控えるような状況が生じていても県産農産物等とのつながりを保ち、また、従来県産農産物を購入する機会が少なかった消費者とのつながりを生み出せるよう、インターネットを通じた農産物や6次産業化商品の紹介・販売を促進します。
- ②農業者、食品関連事業者等のマッチング機会の増加を図るための商談会をオンラインで行うなど、情報通信技術を活用して販路の開拓を促進します。
- ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に生じた、在宅時間を豊かにするための花や緑に対する需要を捉え、気軽に飾れる花商品の開発等を促進します。



### お取り寄せで楽しもう！埼玉県産農産物応援サイト

埼玉県産の花や狭山茶、畜産物などをご自宅から電話やWEBで注文できる農園や農家などをとりまとめました。

埼玉県産農産物や加工品をお取り寄せして、おいしさを楽しんでみませんか？

★ご購入にあたっては、価格や送料、発送方法などについて、事前にご確認をお願いします。

[お取り寄せはこちらから](#)

お取り寄せで花を飾ろう！

埼玉県内には、電話やWEBからの注文で宅配を受け付けている花農家があります。花農家が自信をもって販売します。ワンランク上質のお花をお楽しみください。

花

蘭

バラ

その他花植木

お取り寄せ埼玉県産農産物応援サイト



**<目指す方向5：県産木材の利用促進>**

県産木材の利用を促進するため、住宅分野での利用拡大やP R効果の高い公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、新たな部材の活用により今後需要が見込まれる中大規模木造建築物を設計できる技術者等を育成します。

**<取組の内容>**

- ①県産木材の利用に取り組む工務店等に対し、県産木材の生産から加工・流通に関する情報を提供するとともに、利用拡大のための活動支援を行います。
- ②県や市町村が策定した公共施設の木造化・木質化に関する方針等に基づき、人目に触れる機会の多い公共施設等の木造化・木質化を進めるとともに、県産木材を用いた机や椅子等の使用を図ります。
- ③木造による中大規模建築物の建設を可能にするJ A S材の利用やC L T、重ね柱などの新たな部材の活用を促進します。
- ④木造建築に精通した専門家等と連携し、今後新たな木材需要が見込まれる中大規模木造建築物等の設計ができる人材を育成します。



県産木材利用住宅



県産木材利用施設（保育園）

### カ 多様な事業者との連携

#### <目指す方向：多様な事業者との連携の促進>

県産農林水産物を活用した商品開発、販路開拓、観光農業のPR等について、農林漁業者と食品産業、観光産業等に係る多様な事業者との連携を促進し、バリューチェーンの構築その他の付加価値の向上を図ります。

#### <取組の内容>

- ① 6次産業化や農商工連携において、農業者が食品加工業者、流通・販売業者等と連携して行う商品開発や販路開拓の取組を支援します。
- ② 県内の生産者や産地と、量販店や食品製造事業者等との直接取引を促進します。また、生産面においても、事業者からの品質、ロット、価格等に係る需要に応じた供給が可能な産地を育成します。
- ③ 鉄道事業者等と連携し、観光農業のPR等により観光農園や直売所等の情報を広く発信するとともに、広域的な集客の取組等を促進します。
- ④ 福祉施設での作業受託など農福連携の取組を支援します。



農商工連携フェア



鉄道事業者等との連携

## (2) 地産地消の促進

### 【指標】

県産農産物コーナー新規設置店舗数

125店舗（令和3～7年度）

県産木材を利用した公共施設数

現状値 1,059施設（令和元年度）

→ 目標値 1,420施設（令和7年度）



県産農産物コーナー

### <目指す方向1：県産農産物を購入する場の拡大>

農産物直売所の魅力向上と機能強化を促進するとともに、産地や実需者をコーディネートし、県内量販店や飲食店などでの県産農産物の取扱いを拡大するなど、県民が身近で主穀、野菜、果物、畜産物等の幅広い県産農産物を「知って、買って、食べる」機会を広げる多彩な地産地消を促進します。

### <取組の内容>

- ①直売所が地域の特色を生かした魅力的なものとなるよう、農産物直売所へ出荷する生産者組織を育成し、その活動を強化するとともに、県内の直売所の連携を強化し、県産農産物の品揃えの充実等を図ります。
- ②県産農産物の県内流通も含めた出荷体制の整備を支援し、量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進します。
- ③県産農産物を取り扱う小売店や飲食店等の「県産農産物サポート店」としての登録を進めるとともに、主原料に100%県産農産物を使用し製造された「ふるさと認証食品」の認証を進めるなど、県民が県産農産物を身近で購入できる機会を増やします。
- ④県内の生産者や産地と量販店や食品製造事業者等の直接取引や、県内卸売市場を介するルートなど、多様な流通ルートの確保や流通体制の強化を促進します。

### <目指す方向2：県自らの率先した取組による地産地消の普及・拡大>

県の広報活動やイベントにおいて農産物や木材の地産地消をPRするとともに、県が整備する施設の木造化・木質化を進め、地産地消の普及・拡大を図ります。

#### <取組の内容>

- ①各種のメディアを活用するほか、駅やSA・PAなどでも県産農産物のPRを行い、地産地消の裾野を広げ、県産農産物の消費拡大を推進します。
- ②県内関係団体と連携し、県産農産物を使ったレシピ作成や直売所店舗での県産農産物の試食販売や県内での料理教室などの開催により、新たな県産農産物ファンの獲得につなげます。
- ③県が策定した「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」に基づき、公共施設の整備の計画・設計段階から木造化・木質化の検討を行い、県が整備する施設における木材の利用拡大を進めます。
- ④木造技術者講習会の開催や木造建築に精通した専門家等との連携等により、木造化・木質化を提案できる技術者を育成します。
- ⑤木とのふれあいまつりなどのイベントにおいて、木材と触れ合う機会を増やし、木の良さをPRします。



量販店における県産農産物 PR イベント

### <目指す方向3：市町村による取組を通じた地産地消の普及・拡大>

市町村が行う学校給食における県産農産物の利用拡大、食育活動、施設の木造化・木質化等について、情報提供など必要な支援を行います。

#### <取組の内容>

- ①市町村が行う学校給食における県産農産物の利用を支援します。
- ②市町村による県産農産物の知識を有した食育推進リーダーの育成を支援するなど、県産農産物を活用した食育活動を支援します。
- ③市町村が策定した「市町村施設の木造化・木質化に関する方針」を踏まえ、市町村が整備する施設の木造化・木質化を支援します。
- ④市町村、設計者、木材産業関係者等のマッチングを支援し、関係者の情報共有を図るとともに、市町村に対して公共施設の木造化に係るアドバイスを行うなど、川上から川中、川下までの連携を図ります。

### (3) 消費者の信頼確保

#### 【指標】

県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数

現状値 595経営体（令和元年度）

→ 目標値 1,600経営体（令和7年度）



S-GAPガイドブック

#### <目指す方向1：法令等遵守に基づく信頼性の向上>

農林水産物が生産され加工・流通を経て、食品として消費されるまでの安全・安心など信頼性を確保するために、各段階において法令やガイドライン等に即した点検・確認の取組を促進します。特に、S-GAPについては、農業者の取組が拡大するよう、実需者や消費者の認知度向上と併せて、更なる普及拡大に取り組みます。

#### <取組の内容>

- ①県産農産物への信頼性を高めるため、食品安全、環境保全、労働安全の視点に基づく取り組みやすさを重視したS-GAPの普及を図ります。
- ②S-GAPの集団評価を促進するため、農協、生産者組織と連携した推進体制の構築、啓発資料の作成や研修会の開催等の支援を行います。また、食品関連事業者等の実需者や消費者のS-GAPの認知度や評価を高めるため、イベントや商談会を活用したPR、量販店でのS-GAPコーナーの設置等を行います。
- ③グローバルGAP等を目指す農業者に対して、認証取得の体制づくりや技術面の支援を行います。また、農業関係の教育機関による認証取得の取組への支援を行います。
- ④農薬適正使用アドバイザー等の育成を行うとともに、農薬販売者や農薬使用者に対して適正な農薬の取扱い等に係る指導を行います。
- ⑤畜産農家や食用魚養殖業者に対して、動物用医薬品の適正使用や適切な飼養衛生管理に係る指導を行います。
- ⑥6次産業化等に係る食品製造においてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の徹底を図るとともに、事業者の製造工程管理の高度化を支援します。
- ⑦農林水産物について、放射性物質や残留農薬等の調査を実施し、結果を公表します。

### <目指す方向2：適正な食品品質表示の確保>

消費者が食品を選択する際のよりどころとなる適正な食品表示を確保するため、食品関連事業者への調査、指導等に取り組みます。

### <取組の内容>

- ①県民等からの食品表示に関する相談や通報等を受け付けるための、専用の窓口を設置します。
- ②県民と協働して、量販店などの食料品販売店における食品表示の状況をモニタリングします。また、表示と商品の内容が一致しているか（真正性）について、DNA鑑定等の科学的手法による調査を行います。
- ③国、市町村等と緊密に連携し、不適正表示事案に対する食品関連事業者への調査や指導を行います。
- ④食品関連事業者を対象に、適正な食品表示に関する研修会を行います。また、県政出前講座等により、消費者の食品表示制度への理解を深めます。
- ⑤米トレーサビリティ法に基づき、事業者間の取引等に係る情報の記録や産地情報の伝達を確保し、表示や流通の適正化を推進します。

# 令和3年度 埼玉県 食品表示調査員 大募集



県内のスーパーなどで、日頃のお買い物しながら、主に生鮮食品の「名称」や「原産地」などを確認して、定期的に県へ報告していただく「食品表示調査員」を募集します。

事前知識や資格は必要ありません。

活動前の研修会で食品表示や調査について分かりやすく御説明します。

皆様の御応募をお待ちしています！

**募集期間** 令和3年3月29日(月)～4月19日(月)【必着】

**募集人数** 100名(※1) **謝金** 5,000円(※2)

**募集要件** 20歳以上で埼玉県内に在住の方 **活動期間** 令和3年6月～令和4年3月31日

**応募方法** 埼玉県ホームページからの電子申請・届出サービス、ファクシミリ又は郵便で御応募ください。詳しい応募方法は裏面を御覧ください。(※3)

**主な活動内容** 県内の食品販売店で食品の表示内容(※4)を定期的(7月、9月、12月、2月の年4回)に確認していただき、県へ報告していただく活動です。

(※1) 応募者多数の場合は地域バランス等を考慮して決定し、応募者全員に5月末までに選考結果をお知らせします。

(※2) 年間の活動に応じてお支払いする上限額です。なお、研修や調査に対する交通費等の支給はありません。

(※3) 御提供いただいた個人情報につきましては、食品表示調査員に関する業務目的以外には使用しません。

(※4) 食品表示法に基づく品質表示に関する調査(主に生鮮食品の「名称」、「原産地」)になります。

彩の国  埼玉県

食品表示の状況のモニタリングを行う調査員の募集